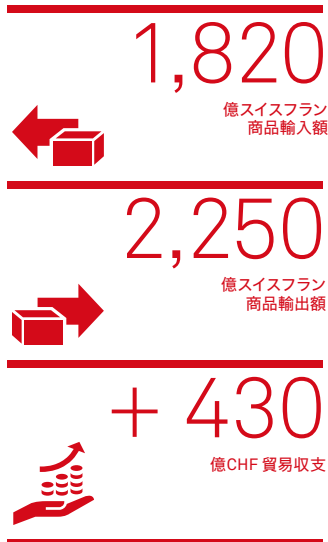




主要データ



出典：連邦関税局、2021

## 関税および輸入／輸出

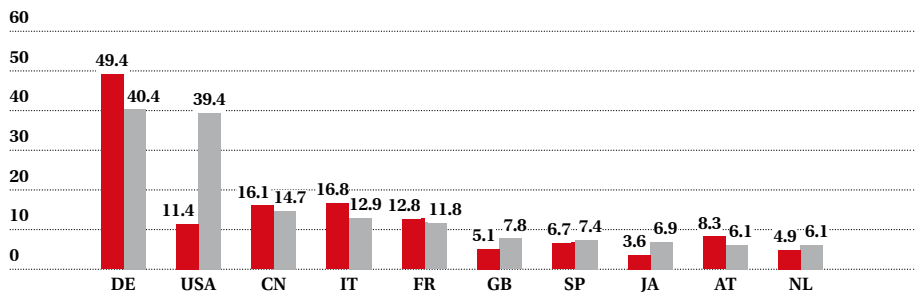
### 概要

スイスは世界で最も貿易が盛んな国のひとつです。輸出収益がに430億スイスフラン(2020年)に達し、商品やサービスの輸出がスイスの収益の大部分を占めています。諸外国との貿易を円滑かつ効率よく行うため、スイスはEUや中国と、世界で最も密接な自由貿易協定(FTA)のネットワークを結んでいます。さらに、スイスは簡略で透明性の高い法的枠組みと最新の関税手続きを提供しています。このような最適な供給管理のおかげで、スイスの企業は海外の競合他社に対して競争上の優位性を得ることができています。

スイス製品は、その品質、精度、安全性と信頼性によって特徴づけられます。外国でスイス製品を購入する人々には、こういった特徴に対して高い価格を支払う心づもりがあります。相互承認協定(MRA)によって、スイス製の商品は、世界最大の市場であるEUを含む多くの貿易相手国の製品規制においても適合認証を受けることができます。これによって商品の輸出入に際して簡便化がはかられ、スイス企業には、同等の協定を持たない第三国の競合他社に対する競争上の優位性がもたらされています。

### スイスの主要貿易相手国トップ10

■ 輸入 ■ 輸出 2020年(単位:10億CHF)



出典：連邦関税局2021年

## 競争の上での大きな利点

### 自由貿易協定及び貿易の技術的障害

スイスは現在、自由貿易連合 (EFTA) 内での協定や欧州連合 (EU) との自由貿易協定の他にも、42か国のパートナーと32にも上る自由貿易協定からなる貿易ネットワークを構築しています。2009年、スイスは欧州の国として初めて、日本と二国間の自由貿易協定を結びました。同様に、スイスと中国との間で結ばれた二国間協定は2014年に施行され、自由貿易が可能になりました。

### 自由貿易協定 スイス- 中国間: 計算例

自由貿易協定を締結していないEUからの輸出との比較で、スイスの洗濯機(HSコード 8422.1900)を輸出する利点

貿易相手	商品価値	関税	最終価格
スイスから輸出	10万CHF	0%	10万CHF
EUから輸出	10万CHF	14%	11万4千CHF

これらの自由貿易協定は、貿易量の増加の他にも、スイスの輸出経済に大きな恩恵をもたらしています。関税の支払いを大きく節約できるからです。

### 自由貿易協定はどのように利用できますか?

企業が自由貿易協定で関税優遇を受けるためには、いくつかの原則を遵守する必要があります。外国の原材料を使用している製品が対象となる場合は特に重要となります:

- 自由貿易パートナーはお互いに利益がありますが、第三国には当てはまりません。これを保障するため、自由貿易協定には原産地規則が含まれています。この規則では、第三国で製品を獲得または加工、製造することがどの程度許可されるかが定められています。
- スイスの企業が自由貿易協定の免税の対象になるためには、各輸出品に原産地証明を付帯する必要があります (原産地証明書)。

製品が免税対象として自由貿易相手国の市場に輸出できるかどうか、さらに、輸出価値があるかどうかを知るには、次のステップに従ってください:

- 輸出予定の製品の関税分類番号を確定。関税分類番号が確定次第、製品が自由貿易協定相手国の優遇税率に適用されるかどうかを確認できます。
- 優遇関税率が通常関税率 (自由貿易協定のない関税手続き) を大きく下回る場合、次のステップとして製造品の原産地規則をチェックしてください。

- 輸出品目が原産地規則の条件を満たす場合、原産地証明書の書類を発行し、輸出を開始することができます。

### 例外規定「累積」

自由貿易協定の利益を最大限に利用するためには、企業は原産地規則に準じるようにサプライチェーンを最適化する必要があります。この過程では、原材料と原産国を正しく選択することが重要となります。

これには、いわゆる累積を行うことも可能です。ここでは、企業は自社製品の原材料を自由貿易相手国から調達します。これらは、原産地規則に該当しないため、制限なく製造に使用することができます。

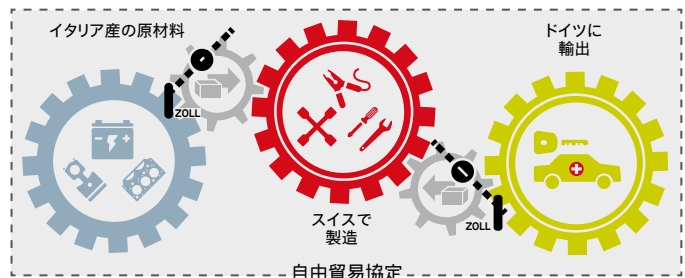
日本-スイス間の自由貿易協定では、スイスの製品を日本に輸出する際、日本産の原材料を使用している限りは、付加価値を支払う必要がありません。

同様の原則はEUなど複数の国家・地域を含む相手との自由貿易協定にも適用されます。例えば、イタリア産の原材料を使ったスイスの製品をドイツに輸出する場合、原産地規則が免除されます。

製品の原産地ステータスの確定及び証明の手続きは困難なため、専門家によるサポートが必要になります。輸出大国スイスには、大きなノウハウと多くのコンサルティング会社があります。そこで企業は原産地規則の扱いや、さまざまな自由貿易協定の活用について、サポートを受けることができます。

### サプライ管理における集積活用

スイスEU間の自由貿易協定の事例



### 貿易における技術的障害にはどう対処したらいいですか？

企業が製品を輸出するにあたり、原産地規則が適用されるかどうか、また自由貿易協定相手国の市場の製造法で定められた基準を満たしているかどうかには注意しなければなりません。こうした基準を満たすには、往々にして多額の追加費用が発生します。

製造関連法の統一とスイスとEUによる相互承認協定のおかげで、世界で最も利益の多いスイス-EU間での貿易の技術的障害は取り除かれています。これにより、年間約2億5,000 – 5億スイスフランが節約されています。1999年以来、スイスとカナダ間で結ばれた相互認証協定 (MRA) が施行されています。

スイスとEU間のMRAにより、スイス企業は自社の製品にEUへの輸出に必要なCEマークを取り付けることができます。CEマークにより、製品はさらなる検査なしにEU市場へ直接輸出することができます。

相互承認協定の対象となっていない製品をEUないしEFTA圏からスイスに輸入する場合は、2010年以降、「カシストディジョン」原則が適用されています。その結果、EU及びEEAで合法的に取り扱われている製品は、基本的に事前検査なしでスイスで売り出すことができます。

輸入国の製品規制に基づく適合性検査は、スイスの多くの適合性評価機関 (CAB) で行うことができます。スイスはEUおよびEFTA/EEAと製品規制の多くを統一させているため、これらは相互に同等であると認証されています。そのため、多くの製品では、スイスの技術規則に基づいた適合性評価を1度行うだけで十分です。スイスの適合性評価機関 (CAB) における適合性評価手続きは、特に迅速かつ効率的であることが知られています。

スイスとEUにおける製造物責任に関する法的規定は類似しています。製造責任における法的取り扱い、国によって異なる可能性があるため、輸出の際には製品責任に関するガイドラインに注意する必要があります。例えば、EUにおいては被害者の自己負担額がスイスにおいてよりも低く設定されており、また一部の国では、損害額に上限が設定されています。

### スイス関税の優位点

#### 域内加工軽減措置

スイスでの加工のために一時的にスイスに持ち込まれる品物には、通常の輸入の代わりに、再輸出加工手続きを適用することができます。加工される品物には関税は適用されないか、または関税が返還されることを前提として一時的に輸入することができます。場合によっては、輸入品 (輸入税) における付加価値税の免除が可能です。

海外での加工のために一時的に輸出される品物についても、同等の手続き (再輸入加工) が可能で、関税の免除または減額による再輸入が可能です。

再輸出加工/再輸入加工には、a) 充填、包装、組み立てや取り付け等の作業、ならびにb) 品物の修理やリストア等に関連する加工や修復作業も含まれます。どちらの場合も、税関当局による許可が必要です。

#### 重量に基づく関税によるコストダウン

スイスは、いわゆる特殊な関税 (数量、長さ、重量) が使用されている数少ない国の1つです。商品のほとんどでは、総重量に基づく関税額が計算されます。したがって、軽量で価値の高い商品の輸入が好まれます。

そのため、製造がそのような価値の高い原料に大きく依存している、ラグジュアリー製品を取り扱う産業にとって有利になります。企業は、金や宝石などの必要な原材料を低コストで輸入し、その後、スイスが自由貿易協定を交わしている国にその関税のメリットを生かして製品 (時計、ジュエリー等) を輸出することができます。

#### 認定事業者 (AEO=Authorized Economic Operator)

国際的なサプライチェーンの安全性を証明することができるスイスの企業は、認定事業者 (AEO) のステータスを取得する機会があります。これに関連して、安全についての税関による検査も簡便化が行われます。

大きな取引量を持つ企業にとっては、これは大幅なコスト削減につながります。AEOステータスは、スイスと該当する協定を交わしている国々で認定されます (現在はEU、近日中にノルウェー、その後は日本、米国、中国が続きます)。

#### 「スイスメイド」

は、品質、精度と耐久性の象徴です。こういった特性によって、国外で高い価格が受け入れられています。スイスにあるメーカーは、この保護された「スイスメイド」レーベルを利用することができます。新しいスイスネス (Swissness) 法は、2017年1月1日に施行されました。

## 課税

他の国と同様にスイスでも、特定の製品に対して、輸入時に税金を徴収しています。これには、7.7%の付加価値税 (VAT) が含まれます。これは、国際比較において非常に低く設定されています (EUでのVAT 15 - 25%)。食品、書籍や医薬品などの毎日必要な消費財では、付加価値税 (VAT) はさらに低い2.5%となっております。

その他の税：

- CO2排出税
- トラック通行税 (HVFとPSVA)
- 専売税およびビール税 (アルコール飲料の場合)
- たばこ税
- 自動車税
- ガソリン税

特定の揮発性有機化合物 (VOC、塗料やワニス等) を含む製品では、環境上の理由から課税が行われています。

## 最新の動向

- スイスは現在、次の貿易相手国と自由貿易協定の交渉を行っています。ロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟、モルドバ、アルジェリア、インド、ベトナム、マレーシア、タイ、メルコスール。
- 2021年1月から英国との自由貿易協定も施行されています。これは、スイスとEU間の双務協定における貿易関連の権利と義務の大部分を再現したものです。
- EUとの制度的枠組み合意は実現に至りませんでした。医療技術分野を除いて、スイス企業のEU市場への現行の市場参入条件は変わっていません。

## 連絡先と追加情報

### 関係当局

経済管轄庁 State Secretariat for the Economy SECO

[www.seco.admin.ch](http://www.seco.admin.ch)

> [List of Free Trade Agreements of Switzerland](#)

> [Technical Barriers to Trade](#)

> [Mutual Recognition Agreements \(MRA\)](#)

> ["Cassis de Dijon principle"](#)

> [Conformity Assessment - Accreditation](#)

> [Portal of Swiss technical regulations](#)

> [REACH Helpdesk](#)

### 連邦関税局

[www.ezv.admin.ch](http://www.ezv.admin.ch)

> [Customs tariffs/tariff numbers](#)

> [Overview of Rules of Origin](#)

> [Exemptions, reliefs, preferential tariffs and export contributions](#)

> [Authorised Economic Operator \(AEO\)](#)

> [Taxes and fees](#)

### European Commission

[www.ec.europa.eu/trade](http://www.ec.europa.eu/trade)

### 業界団体

[www.igaircargo.ch](http://www.igaircargo.ch)

[www.s-ge.com](http://www.s-ge.com)

[www.snv.ch](http://www.snv.ch)

[www.spedlogswiss.com](http://www.spedlogswiss.com)

[www.swiss-export.com](http://www.swiss-export.com)

[www.swiss-shippers.ch](http://www.swiss-shippers.ch)

### S-GE資料

[ExportHelp](#)

[www.s-ge.com/exporthelp](http://www.s-ge.com/exporthelp)

[Information on the Swiss free trade agreements](#)

[www.s-ge.com/fta](http://www.s-ge.com/fta)

[Customs Database \(worldwide customs tariffs\)](#)

[www.s-ge.com/customstariffs](http://www.s-ge.com/customstariffs)

[Guidelines for customs and cross-border trade](#)

[www.s-ge.com](http://www.s-ge.com)

### Swissness legislation

[www.s-ge.com/swissness](http://www.s-ge.com/swissness)

### Handbook for Investors

[www.s-ge.com/handbookforinvestors](http://www.s-ge.com/handbookforinvestors)

### More fact sheets on

[Switzerland as a business location](#)

[www.s-ge.com/factsheets](http://www.s-ge.com/factsheets)

### 無料で相談にお応えします

欧州への事業拡大を計画しており、欧州本部の拠点をスイスに設置する可能性もお考えですか？ スイス・グローバル・エンタープライズ(S-GE)では、無料でお客様の相談に対応し、スイスへ進出するプロセスをサポートいたします。S-GEは、お客様を適切な州の経済促進局に直接おつなぎします。これにより、余計な事務手続きを省きながら、現地の税務や不動産などの専門家とのネットワークを確保できるようになります。

こちらまで、ご連絡ください: [www.s-ge.com/invest](http://www.s-ge.com/invest)